

# 利用の 手順は ？

## 居宅介護支援事業所 鹿児の郷

居宅介護支援事業

介護のことは何でもお気軽にご相談ください

# サービスを利用する 手順をみてみましょう

介護サービスを利用されるためには、市町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。窓口で申請すると、訪問調査や審査を経て、介護が必要な状態かどうか、またどのくらいの介護が必要であるかが決められます。

## ●申請から利用までの流れ

### 申請する

サービスの利用を希望する人は、介護保険課か市民センターの窓口で「要介護認定」の申請をしましょう。申請は本人または家族が行いますが、居宅介護支援事業所などに代行してもらうこともできます。



### 要介護認定が行われます

#### ●訪問調査／医師の意見書

調査員が自宅を訪問し、心身の状況などについて調査を行います。また、市や町の依頼により、医師が心身の状況についての意見書を作成します。



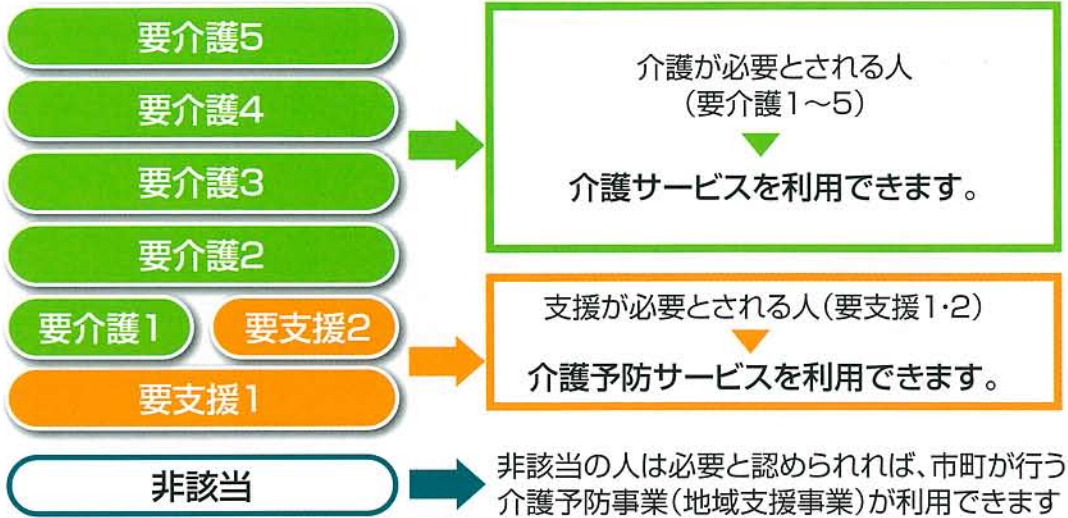
#### ●審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家による「介護認定審査会」で審査され、介護を必要とする度合い（要介護状態区分）が判定されます。

## 認定結果の通知

# 3

原則として申請から30日以内に、認定結果通知書と、結果が記載された保険証が届きます。



## サービス利用のための計画を作成します

# 4

要介護1~5と認定された人は、居宅介護支援事業所へ相談し、どのようなサービスをどのくらい利用するのかという介護サービス計画(ケアプラン)を作ります。

要支援1・2と認定された人は、地域包括支援センターへ相談し、介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成します。

サービス内容が決まったら、事業者や施設と利用の契約をします。

## 要介護状態区分に合わせたサービスが利用できます

# 5

判定された要介護状態区分にもとづき、各種サービスを利用することができます。要介護状態区分と利用できるサービスについては、下記を参照ください。

